

令和 7 年度第 1 回指定管理者制度 モニタリング会議資料

令和 7 年 4 月 17 日

神奈川県総務局組織人材部行政管理課

目 次

議題 1	副委員長の選任について	
議題 2	指定管理者制度の概要及びモニタリング会議の位置付け	3
議題 3	指定管理者制度における現状の課題	5
議題 4	令和 6 年度モニタリング会議の結果概要	6
議題 5	令和 7 年度モニタリング会議の予定	8

<参考資料>

- 1 指定管理者制度の運用に関する指針
- 2 指定管理者制度モニタリング会議の概要
- 3 指定管理者制度モニタリング会議設置要綱.
- 4 指定管理者制度導入状況一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）
- 5 指定管理者制度における P D C A サイクルと関係機関の相関図
- 6 総務省自治行政局行政経営支援室長通知「指定管理者制度等の運用の留意事項について」（総行経第 9 号令和 6 年 4 月 1 日）

議題 2 指定管理者制度の概要及びモニタリング会議の位置付け

1. 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的」に、平成 15 年の地方自治法の一部を改正する法律により、従来の管理委託制度に代えて導入された。

県は、直営による運営に比べて効果的と判断される施設に、順次、指定管理者制度を導入している。

(2) 指定期間

5 年を基本とするが、施設の特性に応じて例外あり（例：社会福祉施設 10 年）

参考 別紙「指定管理者制度導入状況一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）」

2. モニタリング会議の位置付け

(1) モニタリングの意義

指定管理者制度を導入する目的は、県民サービスの向上と管理経費の節減等にあることから、県は指定管理者による公の施設の管理運営状況を継続的に確認し、当該目的の達成状況を検証する必要がある。そこで、制度導入後においては、指定管理者によるサービス水準の維持・向上及び当該施設の効果的な活用を図ることができているかを確認するため、県はモニタリングを実施する。

また、モニタリングを通じて、県と指定管理者は課題等を共有し、連携して当該施設の管理運営の持続的な改善につなげるものとする。

(2) 指定管理者制度モニタリング会議

ア 概要

県が実施するモニタリングの透明性・公平性を確保し、第三者の視点を取り入れた確認等を行うため、外部の有識者等で構成する指定管理者制度モニタリング会議を設置している。

イ 役割

(ア) 施設所管課が行うモニタリングに対する助言

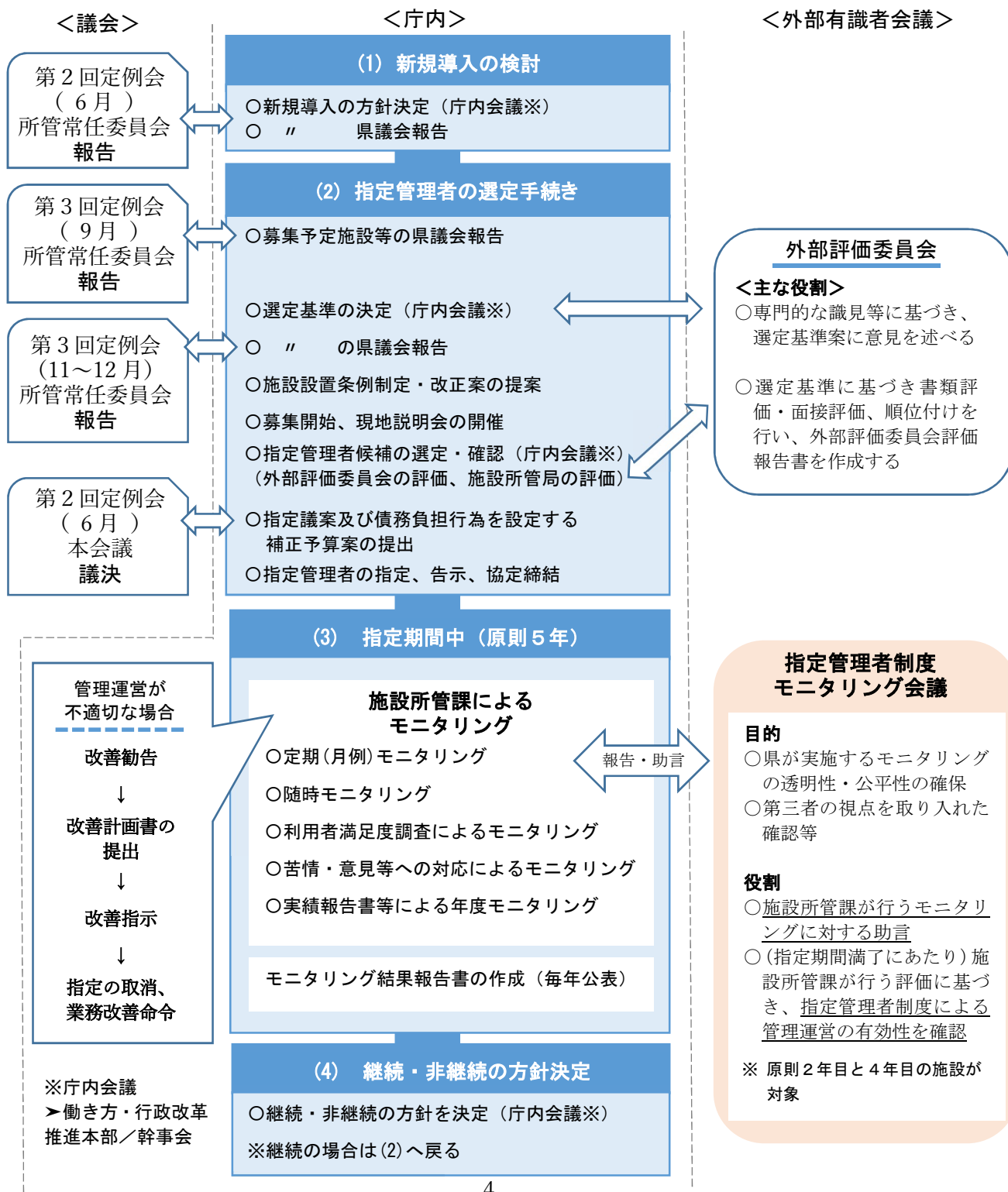
- a 施設所管課のモニタリングが十分かつ適切に行われているか確認し、必要な場合、施設所管課のモニタリングの実施方法について助言する。
- b a の確認・助言は、非公募施設、前年度のモニタリング会議で課題が判明した施設及び重大な事故・不祥事があった施設に対して重点的に実施する。

(イ) 指定管理者の管理運営状況の確認

指定期間満了にあたって指定管理者制度による管理運営を継続する際に、施設所管課が行う現在の指定管理者の管理運営状況の評価に基づき、指定管理者制度による管理運営の有効性を確認する。

モニタリング結果について重大な指摘や意見等があった場合は、働き方・行政改革推進本部幹事会（庁内会議）に報告し、全庁的な視点で確認を行う。

ウ 手続きの流れとモニタリング会議との関係



議題3 指定管理者制度における現状の課題

1. 指定管理者候補の選定評価の見直し

(1) 指定管理施設の魅力向上につながる新たな提案

ア 現状の課題

本県における現行制度では、選定評価の主要な基準を一律に定めているため、施設の特性に応じた新たな基準や配点を柔軟に設定できる仕組みとなっていない。

イ 見直しの方向性

施設所管課が主体的に独自項目を設定できるよう見直しを検討する。

(例) 施設の魅力向上につながる新たな提案に対して「加点」できる仕組みを導入

(2) 「管理経費の節減等」に係る評価方法

ア 現状の課題

本県における現行制度では「管理経費の節減等」を「相対評価」としており、非公募の場合や、一者応募が恒常化している場合に、経費節減のインセンティブが働きにくい状況にある。

イ 見直しの方向性

経費節減のインセンティブが適切に機能するよう「絶対評価」への見直しを検討する。

2. 賃金上昇に対応した指定管理料の見直し

(1)

ア 現状の課題

本県における現行制度では、指定期間中の物価変動により発生した損失や費用の負担（不可抗力に起因する場合を除く）は指定管理者のリスク負担としているが、近年の急激な人件費等の高騰に伴い、総務省から適切な対応を行うよう各自治体に通知が出されている。

参考 別紙 総務省通知「指定管理者制度等の運用の留意事項について」

イ 見直しの方向性

一定の水準を超えた賃金上昇があった場合に指定管理料に反映する仕組みを検討する。

議題 4 令和 6 年度モニタリング会議の結果概要

1. 対象施設

(1) 指定期間 4 年度目施設の管理運営状況総括 (27 施設)

施設名	施設所管課
相模湖交流センター	土地水資源対策課
地球市民かながわプラザ	国際課
県民ホール（本館、別館）及び音楽堂	文化課
神奈川近代文学館	
21 世紀の森	森林再生課
（三崎漁港）本港特別泊地・本港環境整備施設	水産課
（三崎漁港）宮川特別泊地・宮川一時停係泊特別泊地・宮川環境整備施設	
神奈川県女性保護施設	共生推進本部室
神奈川県ライトセンター	障害福祉課
神奈川県聴覚障害者福祉センター	
愛名やまゆり園	障害サービス課
厚木精華園	
神奈川県総合リハビリテーションセンター	県立病院課
かながわ労働プラザ	雇用労政課
足柄ふれあいの村	子ども教育支援課
愛川ふれあいの村	
宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地、宮ヶ瀬湖カヌー場	土地水資源対策課、自然環境保全課、スポーツ課

(2) 指定期間 2 年度目施設の個別確認 (7 施設)

施設名	施設所管課
伊勢原射撃場	スポーツ課
大船フラワーセンター	農政課
津久井やまゆり園	障害サービス課
芹が谷やまゆり園	
三浦しらとり園	
湘南港	河港課
葉山港	

(3) その他 (1 施設)

施設名	施設所管課
由比ガ浜地下駐車場	道路管理課

2. 委員からの主なご指摘（議事録の抜粋）

○目標値の妥当性と利用状況の分析評価について

目標は高めに設定したくなりがちだが、きちんと要因分析ができれば合理的な落としどころが見えてくる。誰がどのように要因分析するかなど、丁寧に書くべきである。

○利用者満足度の調査について

全体をとおして、利用者満足度調査のサンプル数はある程度の規模がないとどうかと思ったので、見直してもよいと思った。

○個別確認（指定期間2年度目施設）の新様式について

昨年度は「選定基準別提案内容と事業実績の確認」の様式が細かくぶつ切りになっていたもので、コピー&ペーストが多すぎると指摘していた。あれからすれば、様式はすごく良くなった。一次評価は所管課が行い、当会議体は二次評価機関である。今回、私は指定管理者のことは殆ど何も言わず、「所管課はどうですか」と聞いた。つまり、この様式をどう使うか、何を書くかで、一次評価の妥当性が問えるようになった。

3. 会議開催後の変更点

（1）施設のあり方を含めた検討のため、指定期間の延長を決定した施設

施設名	延長期間
神奈川県総合リハビリテーションセンター	R8.4.1 から R10.3.31 までの2年間
愛名やまゆり園	R8.4.1 から R10.3.31 までの2年間
厚木精華園	

（2）モニタリング結果報告書の収支状況を修正した施設

施設名	修正理由
（三崎漁港）宮川特別泊地・宮川一時停係泊特別泊地・宮川環境整備施設	指定管理者から報告のあった支出額に利益相当分が含まれていることを確認したため

議題5 令和7年度モニタリング会議の予定

1. 現地調査

日時：令和7年6月5日（木）13:30～16:00 頃

場所：辻堂海浜公園（藤沢市辻堂西海岸3-2）

※辻堂駅又は藤沢駅からバス

2. 今後の開催予定

（1）第2回会議

時期：7月中下旬 13:00～17:00 頃

会場：県庁周辺の会議室

議題：指定期間4年度目「管理運営状況総括」の対象施設

対象施設：都市公園、スポーツ施設

■横浜・川崎エリア

①保土ヶ谷公園、②三ツ池公園、③四季の森公園、④東高根森林公園

■横須賀・三浦・葉山エリア

⑤塚山公園、⑥観音崎公園、⑦城ヶ島公園、⑧葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地

■相模原エリア

⑨相模原公園、⑩津久井湖城山公園、⑪相模湖公園・相模湖漕艇場

■藤沢・茅ヶ崎エリア

⑫湘南海岸公園、⑬境川遊水地公園、⑭辻堂海浜公園・湘南汐見台公園、

⑮茅ヶ崎里山公園

※施設数が多いため、エリアごとに審議時間を区切って進行予定

（2）第3回会議

時期：7月下旬 13:00～17:00 頃

会場：県庁周辺の会議室

議題：指定期間4年度目「管理運営状況総括」の対象施設

対象施設：都市公園、スポーツ施設、県営住宅

■秦野・大磯エリア

①秦野戸川公園、山岳スポーツセンター、②大磯城山公園

■海老名・座間・厚木・愛川エリア

③相模三川公園、④座間谷戸山公園、⑤七沢森林公園、⑥あいかわ公園

■小田原・箱根・山北エリア

⑦おだわら諏訪の原公園、⑧恩賜箱根公園、⑨山北つぶらの公園

■県営住宅

⑩県営住宅（横浜等地域）、⑪県営住宅（川崎地域）、⑫県営住宅（相模原等地域）

⑬県営住宅等（横須賀三浦地域）

※施設数が多いため、エリアごとに審議時間を区切って進行予定

(3) 第4回会議

時期：8月以降 14:00～16:00 頃

会場：県庁周辺の会議室

議題：指定期間2年度目「個別確認」の対象施設

対象施設：地下駐車場、港湾

①由比ガ浜地下駐車場

②片瀬海岸地下駐車場

③大磯港

(その他) 令和7年度会議の振り返り・意見交換

3. スケジュール案

令和7年5月中旬

第1、2回会議の日程照会及び開催候補日の決定

令和7年6月5日

現地調査の開催

令和7年6月上旬

第3回会議の日程照会及び開催候補日の確定

令和7年7月上旬

開催通知の送付

令和7年7月中下旬

第1回会議の開催

令和7年7月下旬

第2回会議の開催

令和7年8月以降

第3回会議の開催